

令和6年度診療報酬改定(令和6年6月)のご案内

医療情報取得加算

『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』から『医療情報取得加算』に名称が見直されました。

オンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。



より質の高い診療を行うため、オンライン資格確認による情報（受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を取得して活用しています。受診時にはマイナンバーカードをご持参ください。